

3月は自殺予防週間です

日本では、年約2.5万人の自殺者がいます。月別では3月が多いため、国では3月を自殺予防月間と位置付け、当事者が生きる支援を得られるようにさまざまな取組みを行っています。

“ゲートキーパー”の輪を広げよう

ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて必要な支援につなげ、見守る人のことです。具体的な方法については、下図をご覧ください。この方法は自殺に限らず、日々の生活においても活用できます。(図：内閣府「誰でもゲートキーパー手帳」より)

気づき

家族や仲間の変化に気づいて、声をかける

眠れない、食欲がない、口数が少なくなった等、大切な人の様子が「いつもと違う場合」...

うつ 借金 死別体験 過重労働
配置転換 昇進 引越し 出産

もしかしたら、悩みをかかえていますか？
生活等の「変化」は悩みの大きな要因となります。一見、他人には幸せそうに見えることでも、本人にとっては大きな悩みになる場合があります。

傾聴

本人の気持ちを尊重し、耳を傾ける

- ❖ まずは、話せる環境をつくりましょう。
- ❖ 心配していることを伝えましょう。
- ❖ 悩みを真剣な態度で受け止めましょう。
- ❖ 誠実に、尊重して相手の感情を否定せずに対応しましょう。
- ❖ 話を聞いたら、「話してくれてありがとうございます」や「大変でしたね」、「よくやってきましたね」というように、ねぎらいの気持ちを言葉にして伝えましょう。

本人を責めたり、安易に励ましたり、相手の考えを否定することは避けましょう

ゲートキーパーの役割

声かけ

大切な人が悩んでいることに気づいたら、一歩勇気を出して声をかけてみませんか。

声かけの仕方に悩んだら...

- 眠れていますか？(2週間以上つづくと不眠はうつのサイン)
- どうしたの？なんだか辛そうだけど...
- 何か悩んでる？よかったら、話して。
- なんか元気ないけど、大丈夫？
- 何か力になれることはない？

つなぎ

早めに専門家に相談するよう促す

- ❖ 紹介にあたっては、相談者に丁寧に情報提供をしましょう。
- ❖ 相談窓口 realistically に繋がることができるように、相談者の了承を得たうえで、可能な限り連携先に直接連絡を取り、相談の場所、日時等を具体的に設定して相談者に伝えるようにしましょう。
- ❖ 一緒に連携先に向くことが難しい場合には、地図やパンフレットを渡したり、連携先へのアクセス(交通手段、経費等)等の情報を提供するなどの支援を行いましょう。

見守り

温かく寄り添いながら、じっくりと見守る

- ❖ 連携した後も、必要があれば相談にのることを伝えましょう

「つなぎ」— どこにつないだらよいか

困りごとや心配ごとの相談を受けたが、どこにつないだらいいかわからない場合は、まず保健福祉センターの保健師にご連絡ください。困りごとや心配ごとの内容から、関係する専門機関へつなぐお手伝いをさせていただきます。



日	曜日	時間	行事名
4	月	9:00~11:30	妊婦相談(母子手帳交付)(4, 11, 18, 25日)
		13:00~	ヒブ・肺炎球菌ワクチン同時接種(受付 13:25 まで)(4, 21日)
7	木	13:00~	麻しん・風しん・水痘予防接種(受付 13:25 まで)
8	金	9:30~12:30	育児サークル
11	月	13:00~	BCG 予防接種(受付 13:25 まで)
12	火	10:00~	あかちゃん教室(受付 9:45~)(12, 26日)
13	水	~	6ヶ月児相談(受付 9:15~9:30 まで)
		~	12ヶ月児相談(受付 10:00~10:15 まで)
14	木	~	2歳児教室(受付 9:15~9:45 まで)
		~	3歳児健診(受付 12:50~13:20 まで)
18	月	13:00~	1歳6ヶ月児健診(受付 13:30~14:00 まで)
		10:30~	日本脳炎予防接種(受付 13:25 まで)
22	金	10:30~	東伊豆町食生活改善推進協議会総会

おしらせ 町営住宅 申し込みのお知らせ

当町の町営住宅は、稲取地区に3棟66室、熱川地区に2棟32室あります。

町営住宅は、公営住宅法に基づいて建てられた公営住宅であり、その入居条件や家賃は国の公営住宅法や町の管理条例、管理規則で決められています。

申込み資格

1~5の条件をすべて備えていることが必要です。

- 国内に居住し又は、同居しようとする親族があること。
- ただし、離婚調停中などの特別の理由がなく夫婦が別居したり、世帯員以外の方を同居させるなどの不自然な世帯の申込みはできません。

*婚姻の届出はしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方は、同居親族に含みます。



熱川町営住宅

- ① 高齢者60歳以上(昭和30年4月1日以前出生)
- ② 身体障害者(1~4級)
- ③ 精神障害者(1~3級)、知的障害者(精神障害者の障害の程度と同様)
- ④ 生活保護を受けている方
- ⑤ 戦傷病者(特別項症から第6項症、第1款症)
- ⑥ 原子爆弾被爆認定者
- ⑦ 海外からの引揚者(引揚げ5年未満)
- ⑧ ハンセン病療養入所者等
- ⑨ DV被害者

* 次の①~⑨の条件に該当する場合は単身でも入居できます。

一般の世帯
月158,000円以下
高齢者世帯、障害のある方、 小学校就学前の子どもがいる世帯 (裁量段階)
月214,000円以下

2. 申込者及び同居しようとする親族の収入合計金額が基準額以内であること。

募集の方法

現在のところ空室はありませんが、入居の申込みは随時受け付けています。

3. 自宅を所有していないこと(現に住宅に困窮していることが明らかな方)
 4. 町内に居住し、入居者と同程度の収入がある連帯保証人(1人)のある方
- * 町営住宅入居希望者には、住所用件(町内居住者または町内勤務者)はありません。



稲取町営住宅

町営住宅の入居申請

住民福祉課に「借受申込書」がありますので、必要事項を記入し申請して下さい。

年に1回、4月末にその年の入居希望者の順番を決める抽選会を行っています。事前に申込みをしないと抽選会に参加することができませんので注意して下さい。

また、空室が発生した場合は、抽選会で決まった順番で入居していきませんが、部屋の場所や階数を選ぶことはできません。

その他

申込者(その同居者、または同居しようとする親族を含む)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう)でないこと。入居後に暴力団員であることが判明した場合には、明渡請求事由に該当することとなります。

また、ペットの飼育は禁止となっております。

家賃

平成27年度家賃月額
熱川町営住宅
11,800円~30,000円
稲取町営住宅
8,000円~24,800円

問合せ先 住民福祉課 地域係 ☎95162003